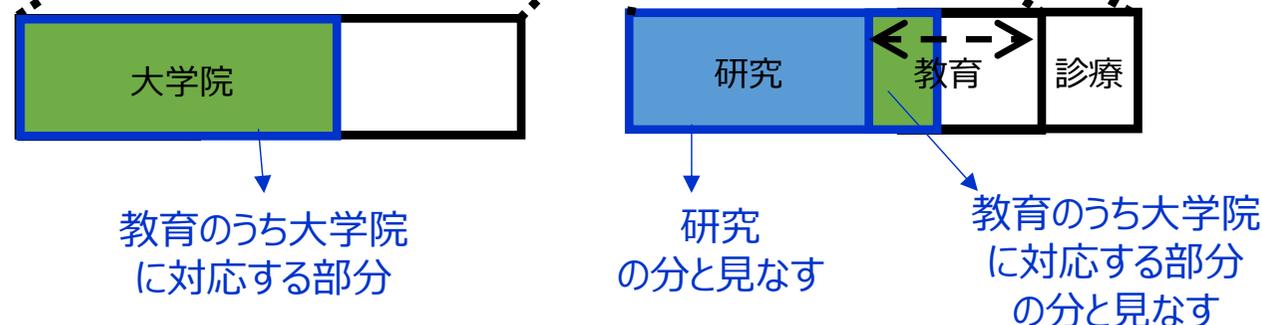
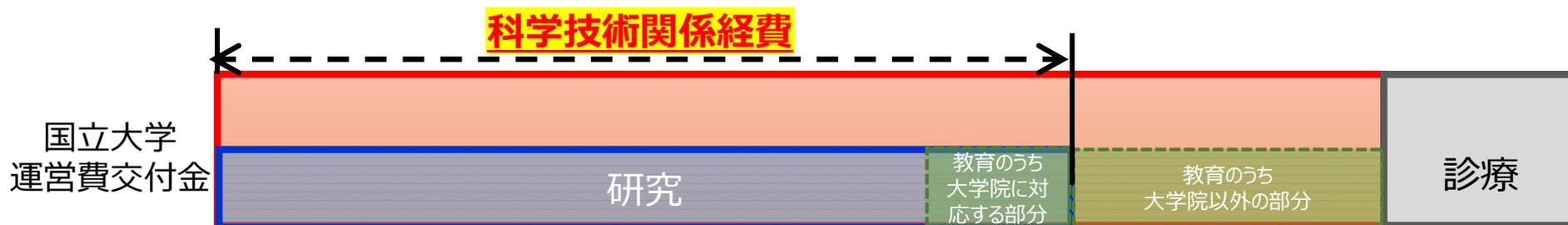


# 国立大学運営費交付金の扱いについて(案)

- 「**研究**」、「**教育**」、「**診療**」に分けて認識。
- 「**診療**」分を差し引き、残った部分を「**研究**」と「**教育**」に按分。  
その際、**国際基準**に基づき、**教員の職務活動時間割合 (FTE)**を適用。
- 「**研究**」と「**教育**」のうち**大学院に対応する部分**を科学技術関係予算に計上。

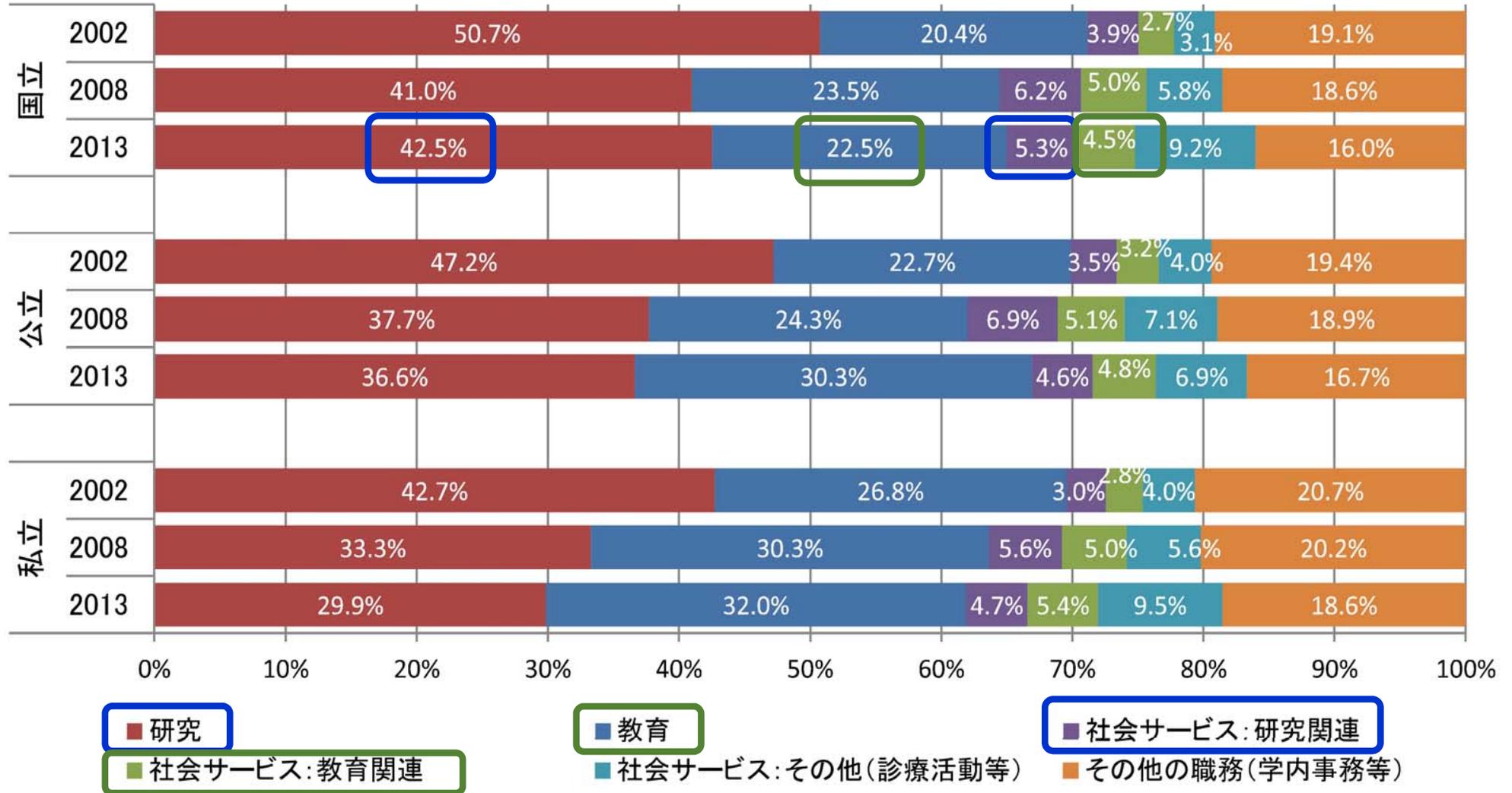


(注)文部科学省科学技術・学術政策研究所  
「大学等教員の職務活動の変化」2015年4月

# 参考データ

## 国公立大学別大学等教員の職務活動時間割合

(調査年)



「大学等教員の職務活動の変化」文部科学省 科学技術・学術政策研究所(2015年4月)

## (参考) フラスカティマニュアル2015における公的一般大学資金の扱い

公的一般大学資金（G U F）などの全高等教育研究開発支出額（H E R D）を算出する際、研究開発係数（※）が用いられる。

### ※研究開発係数

- ・ 人件費における研究開発の割合を算出する唯一の方法
- ・ 他の経常費における研究開発の割合を算出する方法
- ・ 固定資本費（機械及び機器、又は土地及び建物）における研究開発の割合の算出には向かない

### ※研究開発係数の具体例

- ・ 直接的な運営（登録簿）データ（実践的でない）
- ・ 運営データに基づく専門家の推定
- ・ 時間利用調査に基づいた計算（F T E）

高等教育研究開発支出額（H E R D）調査を有さない国では、ほとんどの場合、公的一般大学資金（G U F）の計算に当たって時間利用調査の係数が用いられる。